

【Q&A】自治体から寄せられた質問への回答		
No.	Q	A
①こども家庭センターについて		
(全体について)		
1	新生児訪問や妊産婦面談等の母子保健部門の事業は、現行どおり、母子保健部門が担うことと予定しており、いわゆるポピュレーションアプローチについては、実施機関である母子保健部門が決定権者となる想定である。 組織上、児童福祉部門の決定権者であるセンター長から、母子保健部門の決定権者に対する指揮命令権はないが、相互に緊密な連携をとり、必要に応じて協議を行うことで、母子保健及び児童福祉双方の機能の一体的な運営が図られる場合には、こども家庭センターとして認められるとの理解でよいか。	「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日）において、こども家庭センターとしての要件（第1章第3節）として、「母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務において、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をセンター1か所当たり1名配置すること」とお示ししており、指揮命令系統を一本化していただく必要があります。
2	センター長及び統括支援員について、人事発令は必要か。	センター長及び統括支援員が、こども家庭センターが実施する母子保健・児童福祉双方の業務についての指揮命令系統を確立する観点から、上記職員への人事発令を行うことが望ましいと考えます。
3	母子保健機能の保健師と児童福祉機能の職員との兼務は可能か。	母子保健機能の人員配置（こども家庭センターガイドラインP36を参照）および児童福祉機能の児童人口規模に応じた人員配置（こども家庭センターガイドラインP166を参照）について、それぞれの基準を満たした上で兼務をすることは可能です。
(統括支援員等について)		
4	こども家庭センターが未設置の市町村において、センター設置後に統括支援員となる予定の者が統括支援員の基礎研修を受講することは可能か。	可能です。
5	基礎研修について、開催は4月以降とのことであったが、具体的な日程はいつ頃示されるのか。また、実務研修についての内容や全体のスケジュール如何。	子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしにおいて実施します。詳細は、「統括支援員の研修について」（令和6年3月30日付けこ成母第141号、こ支産第146号こども家庭庁育成局母子保健課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長連名通知）及び「こども家庭センターに配置される統括支援員に対する研修について」（令和6年3月30日付け事務連絡）をご参照ください。
(サポートプランについて)		
6	サポートプランの保存期間は何年か。	特段の定めはありませんが、児童記録表の保存期間を参考に各自自治体において設定ください。
7	児童福祉法上、市町村に作成義務が生じるが、手交ができなかった場合であっても、可能な範囲でニーズ把握を行い、作成した場合は、作成したものとして取り扱って良いか。	手交すること自体が目的ではなく、支援者である職員と支援対象者がサポートプランの理念や目的をよく理解し、一緒に考える中で、信頼関係を丁寧につくった結果として、手交できる関係性の構築を目指すものであることに留意ください。 その上で、作成したプランであれば、手交ができなかった場合であっても、作成したものとして取り扱って差し支えありません。その際は作成対象者（ガイドラインp22～23）1名につき、サポートプラン1件とカウントしてください。例えば、要支援児童又は要保護児童を2名養育している家庭の場合も、お示ししている様式例のとおり、原則として、児童1名につき1枚作成して1件（2名なら2枚作成して2件）とカウントしてください。 このように、国としては作成対象者1人1人に対してサポートプランを1枚ずつ作成することが望ましいと考えますが、例外的な取扱いとして、プラン1枚の中に複数児童（たとえば2名）のそれぞれの意向、解決すべき課題、支援の種類及び内容（ガイドラインp25）を記載することにより、児童それぞれに対する支援に係るサポートプランを作成したと整理できる場合においては、当該複数児童それぞれに対するプランを策定した（例えば1枚の中で児童2名分（2件）作成した）ものとカウントすることを妨げるものではありません。 また、ある児童に係るサポートプランを複数枚（例えば母親向け・父親向けを各1枚）作成するなど、各自自治体において、作成対象者となる保護者等を複数設定してそれぞれ異なる内容で複数枚作成した場合は、作成件数も複数カウントして差し支えありません。
8	中学生や高校生からの相談（ヤングケアラーやネグレクト等）において、サポートプランを作成する場合、保護者にも手交することやプラン内容の同意を求めることなどは必要か。	サポートプランの作成対象者は支援対象者本人であり、作成対象者（支援対象者）を中学生本人や高校生本人として保護者を含まない場合は、作成にあたって保護者への手交や保護者からプラン内容の同意を取ることが必要としておりません。ただし、個人情報保護の観点から、①作成対象者が概ね15歳未満（本人が個人情報の提供等の是非の判断能力が未だないと考えられる）である場合で、②当該作成対象者の個人情報を、行政機関外の関係機関であって、要保護児童対策協議会の構成機関以外の者と共有する場合には親権者等の法定代理人（保護者等）の同意が必要です。また、保護者自身の個人情報を、行政機関外の関係機関であって、要保護児童対策協議会の構成機関以外の者と共有する場合も保護者の同意が必要だと考えられます。関係機関との情報共有が不要な場合も、円滑に支援を行うために保護者へも説明を行うなど、必要に応じて保護者の理解を得るよう努めることが望ましいです。また、相談が中学生本人や高校生本人から入った場合でも、課題解決のために保護者に対する支援が必要な場合は、作成対象者に保護者も含めて支援を実施することが適切だと考えられます。
9	こども家庭センターの役割として、「サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行うこと」及び「地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高めること」が示されているが、サポートプランにおいて要保護児童対策地域協議会以外が支援を行うとした場合、サポートプランを手交した際に同意が得られたことを以て支援実施機関へ情報提供をしても良いか。	サポートプランを作成する際に、サポートプランに書かれた内容について情報共有を想定している関係機関について各自自治体ごとに範囲を定め支援対象者に説明をすることが必要です。

10	示されたサポートプランの標準的な様式について、プラン内容に関する同意の署名欄はあったものの、市町村がサポートプランを作成することに関する意思確認欄がなかったが、「サポートプラン作成申請書（依頼書）」のようなものは必要か。また、市区町村において、独自で「サポートプラン作成申請書（依頼書）」を作成しても良いか。	児童福祉法第10条第4号においては、支援を必要とする要支援児童等に対し「計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと」が市町村の業務として義務付けられているものであり、申請に基づくものでないことから、意思確認欄は設けておりません。一方で、自治体において独自に意思確認を行う手順について定めることを妨げるものではありませんが、本人から申請がない場合も、サポートプランの作成が必要と認められる者については、サポートプランの作成の働きかけが必要です。
(家庭支援事業の利用助奨について)		
11	家庭支援事業の利用助奨の検討においては、要対協の個別ケース検討会議等において検討する旨の記載がある。 要対協は特定妊婦、要支援児童、要保護児童のみを対象とするものと認識するが、家庭支援事業の利用助奨・措置の対象者はサポートプランの作成対象者などとされており、必ずしもこれらに限られない。これは、特定妊婦、要支援児童、要保護児童以外のサポートプラン作成対象者についても、基本的には要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で管理をすることを前提としているのか。	家庭支援事業の利用助奨の検討においては、要対協の個別ケース検討会議「等」において検討することとしており、要対協登録ケースについては要対協個別検討会議などで検討することが望ましいですが、要対協の対象とならない妊婦・児童やその保護者についてまで、家庭支援事業の利用助奨・措置の対象となったからといって要対協での管理を求めるものではなく、市町村におけるケース会議などの場で検討いただくことを想定しています。
(予算について)		
12	施設整備に係る補助如何。	次世代育成支援対策施設整備交付金により財政支援を行います。
13	現行の市区町村子ども家庭総合支援拠点の場合、人件費は会計年度職員分のみ対象となっているが、令和6年度以降は正規職員の人件費も補助対象となるのか。	現行の児童虐待防止対策等総合支援事業の運用と同じく、会計年度職員及び臨時的任用職員に限りま。
14	統括支援員の配置に係る補助（1か所当たり6,324千円）について、市町村の正規職員が統括支援員を担う場合も補助対象となるか。	地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合は対象外とします。
15	統括支援員は基礎研修の受講が必須だが、基礎研修を受講中の年度であっても、統括支援員を配置しているとして国庫補助の対象となるか。	受講中であっても統括支援員を配置したものとし、補助金の交付対象とするします。
16	サポートプラン作成にかかる支援員の資格要件等はあるか。	特段の資格要件は求めませんが、自治体において子ども家庭支援員や虐待対応専門員等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を配置ください。
17	サポートプラン作成にかかる支援員は、専従として配置した場合のみ加算対象となるのか。	専従による配置を想定しております。
18	サポートプラン作成にかかる支援員の加算について、自治体の人口に応じて3人を上限とされているが、ここでの「自治体」は、子ども家庭センターを設置している区役所を含めて差し支えないか。	子ども家庭センター1か所当たりとし、それぞれの子ども家庭センターの管轄する人口規模に応じ支援員を追加配置することができることとします。
19	それぞれに課題のある多子世帯において、個々にサポートプランを作成した場合には、作成人数×1件でカウントして良いか。	お見込みのとおりです。
20	開設準備費として示された金額（1か所当たり7,678千円）は上限額か。また、対象経費如何。	お見込みのとおりです。対象となるのは、開設に必要な改修費等です。

②地域子育て相談機関について		
1	個人保護情報等の観点から登録を望まない利用者も一定数いることが想定されることから、登録制とせず、母子保健事業等の様々な機会を活用して相談機関一覧を配付・周知し、どこの相談機関にも自由に利用できる体制を整備するようにすることで、相談機関を設置しているとみなすことはできるか。	地域子育て相談機関においては、相談を受けてつながった子育て世帯に対して、継続的なかわりを持つことが期待されています。登録制については、育児の悩みの相談などに足を運びやすい下地作りとなり、継続的なつながりの構築・維持のために必要であると認識しています。利用者に対しては、上記趣旨を説明した上で、御指摘の母子保健事業等の様々な機会（例えば母子健康手帳の交付時や出産・子育て応援交付金事業の面接時）やSNS・インターネットを活用して地域子育て相談機関の一覧を周知するなど、登録・相談しやすい環境づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。 なお、仮に登録がなくても地域子育て相談機関に相談することはできます。
2	地域子育て相談機関であることをホームページ等で周知するだけでなく、地域子育て相談機関であることを示す看板等を掲げることが必要か。	地域子育て相談機関を設置する際は、地域の住民等から地域子育て相談機関であることが視覚的に認識できるよう、地域子育て相談機関であることを示す看板等を掲げることが必要です。 なお、看板等の掲示方法については、地域子育て相談機関を設置する施設等に応じて柔軟に対応していただいで差し支えありません。
3	設置要綱案「9. 設備・器具」において、「相談室、相談窓口、事務室等を設けること」とあるが、設置予定場所の面積等から相談室、相談窓口、事務室等を独自に設けることが困難な場合、地域子育て相談機関としての要件を満たさないことになるか。	地域子育て相談機関は、相談室又は相談窓口、事務室、その他必要な設備を設けることを標準と定めていますが、常設する必要はなく、相談対応時に確保できれば差し支えありません。また、地域子育て相談機関専用の相談室等を設けることは必ずしも必要なく、既存施設等の設備を活用して実施することも含め、柔軟に対応していただいで差し支えありません。
4	地域子育て相談機関として利用者支援事業の補助単価Ⅲ型の補助金を活用するにあたり、相談業務に従事する職員に必要な要件や実務経験等はあるか。	補助単価Ⅲ型の利用者支援事業による補助を活用するにあたり、相談業務に従事する職員の実務経験等の要件について定めはありません。設置運営要綱「6. 業務内容」に照らし、自治体ごとに判断ください。
5	地域子育て相談機関を商業施設等の会場を借用して設置する場合、当該会場の賃借料は交付金の対象経費に該当するか。	地域子育て相談機関を商業施設等の会場を借用して設置する場合の賃借料については、交付金の対象経費として計上して差し支えありません。
6	相談記録の様式について、今後国から様式例は示されるか。	現時点で地域子育て相談機関としての相談記録の様式のひな型をお示しする予定はありませんが、発出した地域子育て相談機関設置運営要綱に、参考となる既存の他事業で活用している様式をお示ししています。当該既存様式も参考に各自治体において作成してください。また、今後各自治体の取組状況等も踏まえながら検討してまいります。

③家庭支援事業について		
(総論/利用勧奨・措置について)		
1	家庭支援事業は利用勧奨・措置を行わないと利用できないのか。	前提として、家庭支援事業については、申請に基づいて利用することを原則としたうえで、特に支援が必要な方に対して市町村が新たに創設された利用勧奨（行政指導）・措置（行政処分）を実施することができる事業となります。そのため、利用勧奨や措置を行わなくても、利用者の申請に基づき家庭支援事業を利用することが可能です。
2	窓口等で事業利用を促すことは、今般創設された家庭支援事業の利用勧奨にあたるか。	家庭支援事業の「利用勧奨」は児童福祉法第21条の18第1項に基づき、サポートプランが作成されている等の要件に該当する対象者に対して実施する行政指導を指し、窓口等で職員が事業利用を促すことは法律の規定に基づく利用勧奨とは異なります。
3	市町村による措置は都道府県による措置となりが異なるのか。	児童福祉法第21条の18第2項に基づく市町村の「措置」は、利用者が疾病その他やむを得ない事由により利用申請を行うことができない場合などにおいて、利用者からの申請がなくても市町村が事業を提供することとするものです。そのため、保護者の同意なく強制的に事業提供するものではなく、児童相談所による児童福祉法第33条に基づく児童の一時保護などは異なります。
4	児童相談所より市町村指導委託がなされるようなケースにおいて、市町村による利用勧奨（行政指導）を省略し、市町村による措置（行政処分）を行うことは可能か。	児童相談所や都道府県による市町村への指導委託がされたケースにおいて、市町村が家庭支援事業の措置を行う場合、児童相談所や都道府県の市町村指導委託措置（児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号による措置）とは別に、市町村による利用勧奨及び措置（児童福祉法第21条の18第1項及び第2項に基づく勧奨と支援の提供）が必要になります。この場合でも、市町村による措置の前に行う利用勧奨を省略することは出来ません。
5	児童相談所や都道府県による市町村指導委託と、市町村による家庭支援事業措置の関係性はどのようなものか。	児童相談所や都道府県による市町村指導委託は、本来児童福祉司等が行う児童等に対する指導について、市町村に委託して実施をするものです。このため、こうした委託を受けた市町村は、児童福祉司等に代わって委託内容に基づく指導を行うこととなります。その上で、家庭支援事業の実施について市町村が必要であると判断する場合には、利用勧奨や措置を決定することとなります。
6	児童相談所や都道府県による市町村指導委託と、市町村による措置が同一対象者に対して行われた際、対象者が行政不服審査法に基づき不服申し立てをする場合、どのような対応となるか。	対象者は、市町村及び都道府県双方に不服申し立てを行うことが可能です。 児童相談所や都道府県による市町村指導委託措置の対象者に対して、市町村が児童福祉法第21条の18第2項に基づく支援の提供（措置）を行った場合、都道府県が市町村指導委託措置を行ったこと自体に対する不服申し立ては都道府県等に対して、委託先の市町村が行政処分たる支援の提供（措置）を行ったことに対する不服申し立ては市町村に対して行うこととなります。
7	家庭支援事業の利用勧奨の検討においては、要対協の個別ケース検討会議等において検討する旨の記載がある。 要対協は特定妊婦、要支援児童、要保護児童のみを対象とするものと認識するが、家庭支援事業の利用勧奨・措置の対象者はサポートプランの作成対象者などとされており、必ずしもこれらに限られない。これは、特定妊婦、要支援児童、要保護児童以外のサポートプラン作成対象者についても、基本的には要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で管理をすることを前提としているのか。	家庭支援事業の利用勧奨の検討においては、要対協の個別ケース検討会議「等」において検討することとしており、要対協登録ケースについては要対協の個別検討会議を活用することが考えられる一方、要対協の対象とならない妊婦・児童やその保護者について、家庭支援事業の利用勧奨・措置の対象であることをもって要対協での管理を求めるものではなく、こうした場合には市町村におけるその他のケース会議などの場で検討いただくことを想定しています。
8	家庭支援事業の利用勧奨・措置を実施する場合、自治体において要綱等を作成する必要はあるか。	家庭支援事業の利用勧奨・措置に際しては、自治体において要綱を作成し、利用勧奨・措置の検討・決定の方法、措置の支弁額及び経費の使途、徴収金等について定める必要があります。このうち、措置の支弁額及び経費の使途並びに徴収金等については、全国こども政策主管課長会議（令和5年度）において示した「家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて（案）」をご参照いただき、左記以外についてはこども家庭センターガイドラインをご参照ください。  【家庭支援事業に係る措置費の支弁額の取扱いについて（案）】 ※PDF205ページ参照 <a href="https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/17dee8fe-58f0-4471-a15b-24dd6b6dc7ee/36f1d377/20240315_councils_kodomoseisaku-syukankacho_17dee8fe_09.pdf">https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/17dee8fe-58f0-4471-a15b-24dd6b6dc7ee/36f1d377/20240315_councils_kodomoseisaku-syukankacho_17dee8fe_09.pdf</a>

(子育て世帯訪問支援事業について)		
9	補助基準額の具体的な算出はどのように行うのか。	<p>訪問支援を行った時間数及び件数による基本分に、利用者の所得区分に応じた利用者負担軽減加算分を加えて算出します。</p> <p>例) 2時間の訪問支援を1件の市町村民税非課税世帯が50回(100時間)利用し、利用者負担軽減加算を行う場合の補助基準額 (①+②=391,420円)</p> <p>①基本分 1,500円(1時間当たり)×2時間×50回 + 930円(1件当たり)×50回=196,500円</p> <p>②利用者負担軽減加算分(所得区分に応じて適用可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税非課税世帯 96時間まで分 1,500円(1時間当たり)×96時間 + 930円(1件当たり)×48回=188,640円</li> <li>・市町村民税非課税世帯 96時間超分 1,200円(1時間当たり)×4時間 + 740円(1件当たり)×2回=6,280円</li> </ul>
10	補助単価について、1件あたり930円とあるが、これは何の費用か	<p>利用時間の影響を受けない費用として交通費や保険料等が発生することを想定し設定していますが、実際のどの部分の費用に充てるかは市区町村でご判断いただいております。</p>
11	利用者の自己負担額について、国の規定はあるか。	<p>先行する臨時特例事業においては利用者の自己負担上限を設定しておりましたが、令和6年度からの本施行においては、特段の定めはありません。利用者の自己負担額については、市町村で規定してください。</p> <p>その際、国において所得区分に応じた利用者負担軽減加算のメニューを設けていますので、適切にご活用ください。なお、上記のとおり自己負担額に特段の定めはないことから、国において設けた利用者負担軽減メニューに上乗せして市町村独自に利用者負担軽減を行っていたことも妨げませんが、その際は結果として、補助基準額を超えて利用者負担軽減を行う部分については市町村でご負担いただくこととなります。</p>
12	ヤングケアラー家庭に支援員を派遣する場合、ヤングケアラーが普段ケアしている高齢者や障がい者の家族等への介護等の直接支援を実施することも可能なのか。	<p>本事業は、家事・育児支援を行うもので、介護支援を想定するものではありません。また、同居家族を直接支援するものではありません。</p> <p>このため、当事業において、同居家族の介護のニーズを把握した場合には、市町村の介護担当につなぐなど、必要な措置を取っていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、ヤングケアラーのいる家庭については、一般的に同居家族への介護等の支援の必要性が高いと考えられることから、子育て環境のみならず、家庭全体の置かれている状況の積極的な把握に努めていただくようお願いいたします。</p>
13	現在、養育支援訪問事業として第二種社会福祉事業の届出を提出しているが、令和6年度以降は「子育て世帯訪問支援事業」のみを実施する事業者がある場合、どのような手続きを行うべきか。	<p>子育て世帯訪問支援事業は第二種社会福祉事業となることから、国・都道府県以外の者(市町村や法人等)が実施する場合は、都道府県に対し届出を行う必要があります。</p> <p>また、社会福祉事業は廃止時にもその旨を都道府県に届け出る必要があるため、養育支援訪問事業を廃止する場合は、その旨を都道府県に届け出いただく必要があります。(社会福祉法第69条)</p> <p>なお、指定都市及び中核市は、大都市等の特例により、社会福祉法第7章等の都道府県が処理することとされている事務を行うこととなっています。このため、事業経営地が指定都市又は中核市の場合は、事業経営地の市長に届け出るようになります。(地方自治法施行令第174条の30の2、第174条の49の7参照)</p>
(親子関係形成支援事業について)		
14	補助基準額算出方法の具体如何。	<p>プログラム(1講座)における回数に応じた基本分に、利用者の所得区分に応じた利用者負担軽減加算分を加えて算出します。</p> <p>例) 全5回の連続プログラムを実施。参加者のうち、市町村民税非課税世帯3人に対し利用者負担軽減を行う場合の補助基準額 (①+②=137,050円)</p> <p>①基本分 4回分88,400円+1回分22,100円=5回分110,500円</p> <p>②利用者負担軽減加算分(所得区分に応じて適用可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税非課税世帯3人利用の場合 1,770円(1回あたり)×5回×3人=26,550円</li> </ul>
15	利用者の自己負担額について、国の規定はあるか。	<p>臨時特例事業においては利用者の自己負担上限を設定しておりましたが、令和6年度からの本施行においては、特段の定めはありません。利用者の自己負担額については、市町村で規定してください。</p> <p>自己負担を求める場合、所得区分に応じた利用者負担軽減加算を適切にご活用ください。</p>
16	1講座内のプログラムについて、同一日に複数回実施した場合、補助対象とすることは可能か。	<p>プログラムの実施方法については、本事業の趣旨を踏まえ、実施主体である市町村において適切にご判断ください。</p>
17	親子の関係性等に不安を抱えている保護者等を募集要件としたうえで、公募で実施することは可能か。	<p>公募としても差支えありませんが、公募と並行して特に支援が必要な家庭に対して適切に参加を促す等、特に支援が必要と考えられる対象層に支援を届けられるよう留意をおねがいたします。</p>
18	要保護児童の保護者を対象としたペアレントトレーニングを個別で実施している場合、本事業に位置付けることはできるか。個別とグループを併用して実施する場合は位置付けてよいか。	<p>本事業は、保護者同士の支え合い(ピアサポート)などの観点から、グループでの実施を念頭に置いているため、個別実施については補助の対象となりません。ただし、個別支援をグループワークの補足的に活用することはありうると考えており、事業の趣旨を踏まえ適切に判断ください。</p> <p>なお、児童相談所等において実施する「親子再統合支援事業」においては個別実施を行うことも可能なため、個別実施が必要と考えられる保護者については、必要に応じて児童相談所等と対応のご検討をお願いいたします。</p>

(児童育成支援拠点事業について)		
19	学校の休業日（長期休暇期間等）については開所せず、学校の休業日以外の日のみ開所した場合、補助対象になるか。	本事業は、学校の休業日（長期休暇期間等）についても開所することを要件としています。このため、学校の休業日以外の日のみ開所した場合は、補助対象にはなりません。
20	児童育成支援拠点事業の送迎加算を申請する場合、すべての利用児童が送迎利用する必要があるか。また、例えば【週3型】で申請した際、利用児童によっては週3回に満たない送迎利用である場合でも補助基準額は変わらないという認識でよいか。	送迎加算については利用児童のうち一部の児童が送迎利用する場合でも加算可能です。また、送迎加算の補助基準額は週当たりの開所日数に基づいて申請するものであり、対象児童の利用実態が開所日数とは異なっても、補助基準額は変わりません。
21	定員については概ね20名となっているが、最低何名の定員がもとめられるか。	国として特段の定めはありません。市町村で適切にご判断ください。
22	「その他市町村が適切であると判断した主に学齢期以降の児童」とあるが、適切と判断した場合は18歳を超えても対象とできると解釈してよいか。	児童福祉法上の児童を対象とした事業であることから、18歳を超えた場合、当事業の補助対象にはなりません。自治体の判断で引き続き当拠点を利用することは可能です。
(子育て短期支援事業について)		
23	親子入所利用（親子ショートステイ）の補助基準額算出方法の具体如何。	<p>区分に応じた1人あたりの基本額に加えて、利用者負担軽減加算を行う場合は所得区分に応じて加算が生じます。</p> <p>例) 親1名、子2名（2歳未満児）が1泊のショートステイを利用。加えて利用者負担軽減加算を行う場合の補助基準額（①と②の合算）</p> <p>①基本分  <math>8,650円（2歳未満児1人日当たり） \times 2（人日） = 17,300円</math>  <math>1,200円（親子入所する場合の親1人日当たり） \times 1（人日） = 1,200円</math>            ①：17,300+1,200=18,500円</p> <p>②利用者負担軽減加算分（※）  <math>4,200円（2歳未満児1人日当たり） \times 2（人日） = 8,400円</math>  <math>600円（親子入所する場合の親1人日当たり） \times 1（人日） = 600円</math>            ②：8,400+600=9,000円</p> <p>①+②=27,500円</p> <p>※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合</p>
24	専任人員配置支援について、1施設に対し複数市町村で配置する場合の申請方法如何。	代表する1市町村に対してのみ補助するものとなりますので、申請時に市町村で調整をお願いいたします。

④一時保護施設の設備・運営基準について		
1	一時保護施設の設備運営基準において新たに日中・夜間の職員配置基準が示されたが、一部の地域では一時保護を必要とする子どもが多数存在するほか、一時保護期間の長期化、受け入れ施設の不足、施設での生活が難しい子どもの増加、「トーマ横キッズ」と呼ばれる子どもの一時的な受入れ等、一時保護施設に求められる機能ならびに一時保護施設で生活することも多様化しており、法令上の配置基準を満たすだけでは子どもの権利擁護や適切な個別ケアを確保する観点から十分ではない状況がある。令和4年度の「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」においては、「満三歳以上の児童六人につき二人以上を常時置かなければならない」とされていたが、一時保護施設に求められる機能や子どもの抱える多様な状況等から、こうした配置基準の考え方を参考にすべきではないか。	当該基準は一時保護施設の設備運営における最低限の基準であり、各自治体においては、一時保護施設が所在する地域の特性等による入所児童の状態像等を踏まえ、現に入所することもに対して適切な支援が行い得る体制を考慮した上で、実際の人員配置を行う必要があります。このため、ケアニーズが高い子どもが数多く入所している一時保護施設においては、子どもの権利擁護や一人一人のこどもの状況に応じた適切な個別ケアを確保する観点から、令和4年度の「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」の考え方も参考としながら、当該一時保護施設の状況等に応じた適切な人員配置を行うとともに、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進や、一時保護機能強化事業における各種一時保護等対応協力員の配置等を活用し、手厚い支援体制を講ずることが適当であると考えます。なお、定員を超過して受入れを行っている場合は、令和6年3月に改定した「一時保護ガイドライン」(p13)でお示ししているとおり、「定員」に対する職員配置では足りず、近年の定員超過状況を踏まえた「実際の受入れ人員」に応じた人員配置を講じる必要がある点についても、適切に対応をお願いします。
2	職員配置基準において「児童指導員及び保育士」とあるが、どちらの職種も必置か。総数を満たせば、児童指導員のみ又は保育士のみでも構わないか。	児童指導員及び保育士の配置基準については、総数として満たしていれば良いため、必ずしも両方の職種を配置する必要はございませんが、入所児童における年齢構成の状況や実績を踏まえた配置が望ましいです。
3	貴庁ホームページに掲載のQA④-1では「各時点の児童の人数に応じて常に配置を求めるものではなく、総数として基準を満たす職員数を配置していれば差し支えありません」とあるが、これは土日祝等で職員配置が少ない状況も許容しているとの理解で良いか。(夜間を除く)	「【Q&A】自治体から寄せられた質問への回答」(令和5年時点分)の④1番で回答した通り、児童指導員及び保育士の配置について、基準上は各時点の児童の人数に応じて常に配置を求めるものではないことをお示ししておりますが、実際の職員配置に当たっては、時間帯によって職員が足りず、入所児童の処遇に影響が出るなどの問題が発生しないよう、適切な職員配置をお願いします。
4	一時保護施設における指導教育担当職員は会計年度(非常勤)職員でも配置可能か。	指導教育担当職員について、適切に職員の指導及び教育を行う能力を有する者の場合には、会計年度任用職員の配置であっても差し支えありません。ただし、指導教育担当職員は2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならないことにご留意ください。
5	指導教育担当職員について、経過措置として置くことができる児童福祉司は、児童相談所の児童福祉司(児童の福祉に係る相談援助業務を行う者)との兼任が可能か。	指導教育担当職員について、施行後2年間は経過措置を設けていますが、経過措置として置くことができる児童福祉司は、児童相談所の相談部門と兼務ではなく、一時保護施設の専任職員として配置することが必要です。
6	「児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めることとする。」とあるが、1つのユニットの定員の目安は基準に明文化されるのか。一方で、会議資料「改正児童福祉法の施行に向けた検討状況」P22の※2カッコ書きに「(入居定員がおおむね六人以下)」とされているが、この記載はユニット定員の基準数となるのか。	令和6年1月25日自治体説明会資料P32に記載のとおり、令和6年度予算案において、一時保護施設における小規模ユニットケア推進のための加算に係る予算を確保しており、加算要件を示した実施要綱については別途お示しする予定です。
7	「児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。」とあるが、医務室は同敷地内の児童相談所にある医務室を兼用してもよいか。	医務室については、児童相談所と一時保護施設の場所やそれぞれの医務室の利用状況等からみて、一時保護施設の児童が必要な場合に容易に児童相談所の医務室を利用することができ、その利用に当たって実質的に支障がないと認められる場合には、併設する児童相談所にある医務室と兼用して差し支えありません。
8	「食事の提供については、一時保護施設内で調理する方法により行わなければならない。」としているが、いかなる場合であっても例外なく施設内での調理を行わなければならないのか。	入所している児童に食事を提供するときは、一時保護施設内で調理する方法(当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により提供することが原則となりますが、災害の発生により調理器具の使用が困難になるなど緊急の場合には、この限りではありません。
9	一時保護施設の設備及び運営に関する基準第27条第1項で、「児童相談所長は入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない」とあるが、当該規定は入所児童全員に医師・歯科医師の診察が義務付けられるものではなく、児童相談所長の判断に応じて、診察を受けられる体制が整えておくことが求められているという理解で良いか。	当該規定は、入所児童全員の医師又は歯科医師の診察を義務付けたものではありませんが、入所児童の健康状態の把握のために、児童の状況に応じて、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じることができる体制の確保をお願いします。なお、現行の一時保護ガイドラインにもあるとおり、原則として一時保護前に健康診断を受けさせ、またそれが難しい場合も一時保護を開始した際は、速やかに健康診断を行うほか、一時保護前に健康診断を受けてきたことについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師又は歯科医師の診察を受けさせることが必要です。
10	一時保護施設の設備及び運営に関する基準第32条の一時保護施設に備える帳簿について、ここでいう「帳簿」とは、児童相談所業務に使用しているシステム内に児童に関する記録を入力・保存することで足りるか。	ご指摘のシステムにおいて、一時保護施設に入所している児童の処遇の状況が適切に入力され、管理・保存できる体制となっている場合には差し支えありません。
11	一時保護施設の設備及び運営に関する基準第20条第4項において、管理者等が「こども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない」とされているが、ここでいう「研修」として、どの程度の時間・内容を行う研修を想定しているか。またこの「研修」を受ける場合の費用等の負担についてはどのように想定しているのか。	管理者及び指導教育担当職員が受ける「こども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修」の内容や時間等の詳細については別途お示しする予定です。なお、研修を受けるための受講費用や旅費等については、「児童虐待防止対策研修事業」(児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金)において、補助対象経費としているところであり、事業の積極的な活用を検討願います。
12	「都道府県知事は、一時保護施設職員に対し、その資質向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。」とあるが、研修のカリキュラムや基準などは示されるのか。	現時点では、当該規定に係る研修カリキュラム等を示す予定はございませんが、近年、一時保護施設職員の研修に関する調査研究事業を以下の通り実施しておりますので、研修カリキュラムの作成等にご活用ください。 ○「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業：株式会社日本総合研究所) ○「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究」(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業：株式会社日本総合研究所)

13	<p>一時保護施設の設備及び運営に関する基準第12条第3項について、職員しか取り扱うことができない場所に保管場所を設置しても問題ないか。</p> <p>児童の貴重品は、紛失や盗難等を回避するために持ち込み禁止しているが、貴重品保管場所を一時保護所内に設置することが必須という意味か。</p>	<p>児童の所持する物を保管する場所については、紛失、盗難、き損等が生じないよう適切に管理・保管ができる場所であれば差し支えありません。</p>
14	<p>入所前の健康診断は現実的にできないことが多いが、一時保護施設の設備及び運営に関する基準第27条第1項によると、健康診断は入所後に行うと解釈できるが問題ないか。</p>	<p>当該規定は、入所児童の健康状態の把握について記載したものです。現行の一時保護ガイドラインにもあるとおり、入所前の健康診断が難しい場合でも、一時保護を開始した際は、速やかに健康診断を行うほか、一時保護前に健康診断を受けてきたこどもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師又は歯科医師の診察を受けさせることが必要です。</p>
15	<p>児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、学習指導員等の職員について、児童相談所の配置職員と兼務することは可能か。</p>	<p>「【Q&amp;A】自治体から寄せられた質問への回答」（令和5年時点分）の④10番に記載のとおり、職員配置基準に示されている、少なくとも配置しなければならない職員の配置に当たっては、児童相談所相談部門との兼任ではなく一時保護施設の専任職員として配置することが必要です。</p>
16	<p>一時保護所の学習指導員は、児童指導員と兼ねてよいか。</p>	<p>「【Q&amp;A】自治体から寄せられた質問への回答」（令和5年時点分）の④5番に記載のとおり、学習指導員について、児童指導員との兼任ではなく、学習指導員の専任職員として配置いただきたいと思いますと考えております。</p>

⑥こどもの権利擁護について		
1	実施要綱はいつ発出される予定か。（第2種社会福祉事業となるため、4月1日までに府において実施要綱を定める必要があり、早急にご提示いただきたい）	安心こども基金管理運営要領については、3月に案をお示ししており、4月19日付けで都道府県あて発出されております。
2	母子生活支援施設への入所に関しては、意見聴取等措置は義務ではないという理解でよいのか。（スタートアップマニュアルp11において、対象ではないと記載あり）一方で、同マニュアルにおいて都道府県等が利用調整を行う場合、あらかじめ意見聴取等を行うべきとあるが、前半との整合性はどうか。措置元自治体によって、意見聴取等措置が取られる児童と、そうでない児童が出てくるということか。	母子生活支援施設入所については、改正児童福祉法第33条の3の3における対象ではありませんが、こどもの最善の利益の確保や権利擁護の観点などから、都道府県等が利用調整を行う場合にはあらかじめ福祉事務所が施設と連携してこどもから意見聴取を行うべき場面と位置付けております。 なお、スタートアップマニュアルにおいては、 ①法律上の義務事項＝行わなければならない ②権利擁護の観点から特に優先して行う事項＝行うべき ③権利擁護の観点から実施が求められる事項＝行うことが望ましい の3段階で文末表現を整理しております。 （スタートアップマニュアルP4：第1章の4、本マニュアルについて参照）
3	意見表明等支援員の活動回数について、9月の説明会のQ&Aで、「あくまでこどもに対して意見表明等支援を行った回数」とされているが、例えば電話やメール等での対応も活動回数とカウントして差し支えないか。	電話やメールは対象としておらず、意見表明等支援員の訪問回数に応じてカウント致します。
4	児童福祉法第34条の7の2第2項等に「国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、〇〇事業を行うことができる」とあるが、県が県以外の者に業務委託契約を結んで事業を実施する場合は、実施主体は都道府県であり、委託先事業者による同法に基づく届出は必要ないと解釈しているがどうか。	都道府県との委託契約による場合も含めて、意見表明等支援事業を実施する国及び都道府県以外の者については、児童福祉法第34条の7の2第2項等の規定による届出が必要となります。
5	こどもの意見聴取等措置の実施において、子どもへの説明・意見聴取では権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的とあるが、どの自治体においても一定水準の同措置が行えるよう、こども家庭庁から説明資料や記録様式等を示していただきたい。	スタートアップマニュアルP18～24：第2章3. 意見聴取等の実践について（2）及び（3）において、説明・聴取の内容や、年齢・発達の状況等に応じた配慮、こどもが意見を言いやすくするための工夫等の留意点について詳述しておりますのでご参照いただき、各自治体におけるこどもの権利擁護の取組内容等も踏まえて説明資料等の作成についてご検討をお願いいたします。

⑥親子再統合支援事業について		
1	親子再統合支援事業について、安心こども基金を活用して実施することとなっているが、妊産婦等生活援助事業（産前・産後母子支援事業は廃止）と同様に、現行の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金のメニューから除外され、国の財源は安心こども基金に一本化されるということか。	お見込みのとおりです。
2	②親子関係構築支援事業の「宿泊型支援」を、親子分離を防ぐために乳児院や里親家庭で実施する親子宿泊支援として実施してもよいか。資料には「離れて生活する親子に対して」とあるが、既に親子が離れているか、まだ離れていないかに関わらず、親子宿泊による関係構築のニーズが存在するため、補助適用いただきたい。	御指摘のような親子宿泊支援についても、親子関係再構築支援事業の「宿泊型支援」として実施して差し支えありません。

⑦子ども家庭ソーシャルワーカーについて		
(研修の受講対象と受講方法)		
1	子ども家庭ソーシャルワーカーの研修受講要件とされている相談援助業務の実務経験として、具体的にどのような経験が該当するか、雇用形態（常勤／非常勤）や年数のカウント方法をどうするか、といった事項は示されるか。	「子ども家庭ソーシャルワーカーの要件について」（令和6年3月18日付け支庁第81号・こ成保第159号 子ども家庭庁支援局長・子ども家庭庁成育局長連名通知）において、相談援助業務の実務経験やカウント方法をお示しております。
2	研修実施機関はどのように決定するか。 また、開催場所や開催方式（参集かオンラインか）はどのようになるか。	研修実施機関は認定機関（一般財団法人日本ソーシャルワークセンター）が令和6年6月以降に認定を行い、順次、認定機関のホームページ等で公開する見込みです。研修実施機関の募集にあたっては、現任者が受講しやすいよう研修の実施時間帯や受講方法に配慮を求めているほか、講義はオンデマンドによる受講が可能であり、演習も内容によってはオンライン・ライブ形式での受講を認める予定です。
(子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業)		
3	研修受講費、受験手数料、登録手数料はどの程度になるか。また、支払い形式はどうか。	研修受講費は研修実施機関が設定するものであるため、研修実施機関の認定後に各研修実施機関から示されます。受験手数料と登録手数料は認定機関が定めており、それぞれ25,000円、10,000円となります。支払い形式は今後、研修実施機関や認定機関から示されることとなります。
4	研修受講費等の資格取得費用に対する補助は、市町村は対象外なのか。子ども家庭センターに配置する統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられており、市町村職員の知識・技術の向上及び子ども家庭センターにおける相談対応の資質向上の観点から、市町村も実施主体に加えるべきではないか。	ご意見も踏まえて、子ども家庭センターをはじめとする市町村相談支援部門の職員の資質向上を図るために市町村職員が受講する場合に限り、研修受講費等の資格取得費用に対する補助の実施主体に市町村を加えています。
5	自治体や施設等の職員が研修を受講する際、代替職員の配置に対する補助はあるか。	自治体職員や施設職員等が受講する際、研修受講費等の資格取得費用に対する補助として、代替職員の配置費用への補助も可能です。
6	見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助が想定されているが、補助対象とする受入施設等の選定はどの主体が担うのか。	見学実習の企画・運営は研修実施機関が担うため、受入施設等との調整は研修実施機関が行うこととなりますが、補助対象となるのは本事業の実施主体である都道府県等が認めた施設等のみとなります。
(今後の予定)		
7	子ども家庭ソーシャルワーカー資格の都道府県別の取得状況について、公表予定があるか。	今後、国または認定機関（一般財団法人日本ソーシャルワークセンター）において都道府県別の研修受講者数や資格取得者数を公表する予定です。

⑧一時保護時の司法審査について		
1	一時保護時の司法審査の導入後においても、一時保護決定に不服のある保護者は、従前どおり、審査請求を行うことができると理解してよいか。	お見込みのとおりです。
2	親権者等の同意は原則として書面で確認するということが、こども家庭庁から同意書の様式が示されるのか。また、電子媒体により同意を確認してもよいか。	同意書の様式等をお示しする予定はありませんが、親権者等との間で同意の有無に行き違いが生じることのないように、書面での確認を原則とするものですので、電子同意書を利用するなど、各地の状況に合わせて対応いただくことは差し支えありません。
3	裁判所に書類を持参する時間等を節減するため、一時保護状の請求手続をオンライン化することが望ましいと考えるが、オンラインでの手続はできないか。	現時点では、一時保護状の請求手続をオンラインで行うことは想定されておりません。一時保護時の司法審査の手続を円滑に進めるための方策については、現場の状況やご意見を伺いながら、引き続き検討を進めてまいります。
4	一時保護状の請求に当たり、請求者である児童相談所長等が裁判所に納付すべき手数料はないということによいか。	お見込みのとおりです。
5	一時保護時の司法審査により児童相談所の業務負担が増加すると思われるが、児童相談所の人員体制等について、国における検討状況如何。	令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、一時保護時の司法審査の導入等を踏まえ、必要に応じて見直すこととされていることなどから、令和6年3月中から5月下旬にかけて実施する「一時保護時の司法審査に係る試行運用」等をもとに、児童相談所の人員体制についての検討を行う予定です。
6	「一時保護時の司法審査に係る試行運用」は、どのような形で実施するのか。	令和6年3月中から5月下旬にかけて、公募により決定した対象自治体の児童相談所において、実際に進行している複数の事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿って、一時保護状の請求までの流れを試行的に実践いただき、各作業毎の実対応時間、同マニュアル（案）に対する意見等を当庁へご報告いただきます。
7	「一時保護時の司法審査に係る試行運用」は、10か所程度の自治体に協力を得て行うとのことだが、それ以外の自治体においても試行等を行うべきか。	一時保護時の司法審査の導入後は、児童・親権者等の意見等の確認及び裁判官への伝達、一時保護状の請求書類の作成、提供資料の準備をはじめとした、これまでにはない新たな事務手続を7日という短期間で行うことが見込まれますので、「一時保護時の司法審査に係る試行運用」に協力いただく自治体以外の自治体においても、各児童相談所及び児童福祉主管課において連携し、当庁から公表している「一時保護時の司法審査に関する児相相談所の対応マニュアル（案）」を参考とし、試行及び実施体制の検討等を早期に開始いただきたいと考えております。

⑨児童自立生活援助事業について		
(対象者について)		
1	社会的養護自立支援事業で実施している居住費支援と生活費支援については、児童自立生活援助事業に再編され「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」になる予定とのことだが、現在、児童養護施設等で社会的養護自立支援事業の居住費支援と生活費支援により支援を実施しており、令和6年4月以降も引き続き当該施設等で継続して支援を実施したい場合は、当該施設等から児童自立生活援助事業に係る実施の届出の提出必須であるか。	必須となります。
2	児童自立生活援助事業Ⅱ型について、年度途中の開始や定員変更は可能か。	可能です。
(支援対象について)		
3	児童自立生活援助事業がR6年度から義務的経費化されるが、措置権者は児相長になるのか。	措置ではなく契約入所ですが、児童自立生活援助の実施の決定は児童相談所が行うこととなります。
4	当県内にある児童養護施設等において、児童自立生活援助事業に必要な定員や職員を確保した場合、県外（例えば東京都）へ進学する学生について当該学生の県外の居宅で児童自立生活援助事業を行うことは可能か。	可能です。ただし、適切な援助及び生活支援等を行うことが求められます。
(入所定員について)		
5	児童自立生活援助事業Ⅱ型について、1つの本体施設で、定員5名以内の児童自立生活援助事業を2ホーム分届け出することは可能か。	1つの施設につき児童自立生活援助事業Ⅱ型を複数設置することは可能です。
6	本体施設と地域小規模で各1ホームずつではどうか。	児童自立生活援助事業Ⅱ型について、設備及び職員配置基準を満たせば、左記のように2か所設置することは可能です。
7	児童養護施設で実施する場合、例えば、5か所のグループホームでそれぞれ1枠を設け、全体で定員5名とすることは可能か。また、その際の職員配置は、全体で2：1を満たしていれば良いか。	児童自立生活援助事業Ⅱ型について、設備及び職員配置基準を満たせば、左記のような設置方法も可能です。職員配置については全体で基準を満たせば差し支えないですが、各ホームの距離等も考慮し、対象者に適切な支援を行うことが求められます。
8	地域小規模児童養護施設と一体的に児童自立生活援助事業を実施することは可能か。 (例) 定員6人の地域小規模児童養護施設 ア 居室が7室あるため、1室を児童自立生活援助事業（定員1人）として実施 イ 地域小規模児童養護施設の定員を4名とし、児童自立生活援助事業の定員を2名として実施 ウ 地域小規模児童養護施設の定員を3名とし、児童自立生活援助事業の定員を3名として実施	児童自立生活援助事業Ⅱ型と地域小規模児童養護施設は別施設であるため、それぞれの設備及び職員配置基準を満たす必要があります。 左記の例では、ア及びイについては児童自立生活援助事業及び地域小規模児童養護施設の定員を満たしているため実施可能ですが、ウについては、地域小規模児童養護施設として基準を満たしていないため実施不可となります。
9	児童自立生活援助事業（Ⅲ型）で実施する場合は、小規模住居型児童養育事業を行う住居又は里親の居宅において児童自立生活援助事業を行う者が対象となっているが、Ⅰ型やⅡ型のように「一体的に運営される児童自立生活援助対象者の居宅」を含むことはできないのか。 廃止となる社会的養護自立支援事業（居住支援）で民間賃貸住宅等において居住の場を提供していたファミリーホームや里親は、4月以降は当該対象者を小規模住居型児童養育事業を行う住居や里親の居宅に戻さないといけないのか。	Ⅰ型及びⅡ型同様、Ⅲ型についても児童自立生活援助対象者の居宅において事業を実施することが可能です。
(職員配置について)		
10	児童自立生活援助事業について、社会的養護自立支援事業において児童養護施設等が定員内で支援を実施してきた場合、新たに支援員を確保することは時間を要するが、基準適用の猶予期間は設けられないのか。	職員配置基準に係る経過措置は設けていないため、適切に職員配置を行い、事業を実施していただくようお願いします。
11	指導員の要件について、説明資料及び現行の児童自立生活援助事業実施要綱には、「児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者」とあるが、児童福祉法施行細則第36条の8 ③ 三には、「2年以上児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した者」とある。「及び」と「又は」どちらの認識が正しいか。	ご指摘の指導員の要件については、児童福祉法施行規則第36条の8第3項第3号に規定しており「2年以上児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した者」となります。
(財政支援について)		
12	社会的養護自立支援事業では、対象者が都道府県等の管外に転出した場合、転出前の自治体において費用を負担することとなっているが、児童自立生活援助事業においても同様になると考えてよいか。	児童自立生活援助の実施をする都道府県等で支弁することになります。
13	児童自立生活援助事業（Ⅱ型）で実施する場合、本体施設と会計（経理）を切り分ける必要があるのか。 (児童養護施設を運営している法人がⅠ型の児童自立生活援助事業を実施する場合と同じ考え方なのか、それとも児童養護施設が地域小規模児童養護施設を運営する場合と同じような形態と考えて良いのか。)	左記の例で言えば、児童養護施設は第1種社会福祉事業であり、児童自立生活援助事業は第2種社会福祉事業であるなど、別事業であるため、それぞれの事業に係る運営費等については会計基準等に基づき、適切に経理いただくようお願いします。

(設備基準について)		
14	これまでの「社会的養護自立支援事業」で施設外の賃貸住宅を法人が「居住用」として借りて支援していた場合、今後児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型になると、その賃貸住宅が「児童自立生活援助事業所」として県に届けられることになるため、その際の住宅は「事業所用」として法人が改めて賃貸契約を結ぶ必要があると理解してよいか。	児童自立生活援助事業の実施場所（児童自立生活援助対象者の居宅を除く。）は、事業所用とする必要があります。
15	Ⅱ型の場合で大学等に進学して一人暮らしをしている場合、当該施設に居室等は必要か。	不要です。ただし、居室以外の必要な設備は施設に設けるなどし、設備基準を満たすことが求められます。
16	Ⅱ型で児童自立生活援助事業を実施する場合、設備の兼用は可能か。 (例) ア 2人部屋の居室の兼用 イ ユニットの兼用（同一ユニット内に20歳未満、20歳以上の児童が混在） ウ 廊下、浴室、食道、玄関等、共用部分の兼用（20歳未満、20歳以上以上の児童で動線を分ける必要があるか否か）	児童自立生活援助事業所Ⅱ型を実施する場合、居室については、児童養護施設等の本体施設と児童自立生活援助事業所の設備基準をそれぞれ満たす必要がありますが、共有部分については、利用者の安全や衛生管理等に配慮した上で兼用することが可能です。
17	社会的養護自立支援事業のうちの居住支援については児童自立生活援助事業として実施することとなったが、例えば児童自立生活援助事業の利用定員全員が民間賃貸住居などで生活し、事業の本体施設には児童等がほとんど生活しないような状態でも事業実施は可能なのか。	可能です。
(その他)		
18	自立に向けて一人暮らしの体験が必要と認められる場合について、児童福祉法施行規則第一条の二の八第一項第七号の対象者として取り扱うのが適当か、それとも、施設機能強化推進費の自立生活支援事業を活用するのが適当か。	それぞれの事業の趣旨並びに設備及び職員配置基準を踏まえ適切にご判断ください。

⑩里親支援センターについて		
(実施主体及び設備基準について)		
1	里親支援センターを県内東部に1か所設置する場合において、西部の里親支援も充実させるため、里親支援センター（県内東部設置）のサテライトオフィスを導入することはできるか。	可能です。
2	里親支援センターを設置した地域において、里親支援センター以外でも里親支援を実施する機関がある場合、里親養育包括支援事業を活用し、補助することは可能か。	可能です。
3	県内において、里親支援対象地域を東西に分割し、東部は里親支援センターでの包括支援、西部は現行の里親養育包括支援事業(フォスタリング事業)を活用しそれぞれ里親支援を行うことは可能か。 可能な場合、センターが対象地域外(西部)の里親支援を行ったり、西部のフォスタリング事業で東部の里親の支援を行ったりすることは可能か。(例：研修の受け入れ等)	里親支援センターと里親養育包括支援(フォスタリング)事業をそれぞれ活用して支援を実施することは可能です。支援の業務分担については自治体でご判断ください。
4	児童福祉施設等に附置される場合以外で、外部の機関と相談室等の設備を共有することは、施設の運営上支障がない限り可能と解してよいか。	お見込みのとおりです。
5	設備について、児童養護施設等の一部を共有する場合(本体施設内に事務所を置く場合)、玄関(出入口)の共有も可能か。別に設置が必要か。	入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合は、共有することは差し支えありません。
(支援対象について)		
6	登録里親世帯数について、里親支援センターが支援対象とする世帯とはどのような考えか。支援対象としない登録里親とはどのようなケースを想定しているか。	登録里親世帯については、現に児童を委託されている世帯の他、一時保護委託等による支援やショートステイを受ける世帯、未委託里親等を想定しています。登録里親世帯は、里親支援センターが支援対象とする世帯となります。
7	支援対象とする登録里親世帯とは、支援対象区域を設定した上で、当該区域内にいる全登録里親世帯が対象となるのか。あるいは自治体と協議した上で、支援対象区域内の一部の登録里親世帯を支援対象として柔軟に設定することは可能か。	登録里親世帯数(当該里親支援センターが支援対象とする世帯数)は自治体と里親支援センターで協議の上設定していただいて差し支えありません。
8	里親支援センターに係る職員の配置において基準となる登録里親世帯数は「当該センターが支援対象とする世帯数」とあるが、「当該センターが担当する区域内における登録里親世帯数と解してよいか。 また、里親支援センターにおいて、業務毎に担当する区域が異なる場合(例：里親研修は自治体全体の150世帯を対象として実施するが、マッチングは一部区域の60世帯を対象として実施する場合)最も多い世帯数(例においては150世帯)を基準とするのか。	登録里親世帯数については、自治体で判断していただいて差し支えありません。なお、登録里親世帯数について、一貫して里親支援事業の対象となる里親世帯の数をカウントしていただくようお願いします。
9	里親世帯数は年度途中で増減があるが、加配職員について、各年度の基準日時点の世帯でカウントするのか。また、安定した職員配置のために過去3年の平均でみるなどの仕組みは考えられるか。	各年度の4月1日時点(新設した場合には新設日時点)における里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯数で適用可否を判断することとなります。 その後において支援対象とする登録里親世帯数に変更があった場合においては、その変更の日付の属する月の翌月分(その月の初日に変更があったときはその月分)から、事務単価を改定することになります。 ただし、里親等支援員加算を適用した月以降の各月においては、支援対象とする登録里親世帯数の減少により要件を満たさなくなった場合でも、同一年度に限り、要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。
(職員配置について)		
10	60世帯以下のケースについて、下限はあるか。例えば、活動範囲を1市町村程度とし、20世帯程度を支援するとして認可申請することは可能か。	登録里親世帯数の下限はなく、お尋ねのケースについても認可申請可能です。ただし、人員については、里親支援センターとして4名の職員配置は必要となります。
11	職員配置について、「登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる」と規定されているが加配は必須ではなく、支援員1人が20世帯を超える世帯を担当する形も可能か。 (例：登録世帯数が300世帯の場合、支援員を加配しない又は1名のみ加配(いずれも1人あたりの担当世帯数は20世帯以上となる)とすることは可能か。)	可能です。
12	里親リクルーターの配置要件に「※ 里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についてもウに該当する者となり得る」との記載があるが、児童福祉分野に限るものではないと解して良いか。民間企業ではどうか。	お見込みのとおりです。
13	配置基準について、「登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。」とあるが、支援員1人当たりの担当世帯数の目安はあるか。	実情等を踏まえ、各自治体において適切にご判断ください。
14	措置費請求手続きなどの事務を担う職員については、基準単価(35,504千円)の範囲内で雇用するという点でよいか。それとも配置職員(センター長、リクルーター、支援員、トレーナー)のいずれかが担うという認識か。	事務職員を支弁額の範囲内で雇用することは差し支えありません。また、配置職員で担うことも可能です。

(事業内容について)		
15	県で1つの里親支援センターを設置する場合、里親支援センターとして一部の里親世帯を支援しつつ、啓発や研修は県内全域の里親を対象に行うことは可能か。	可能です。ただし、里親支援センターの支援対象とならない里親世帯に対しては、民間フォスタリング機関等を活用し、十分な支援を行うことが求められます。
16	事業内容①「里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進」とあるが、「その他・・・必要な制度」の想定は何か。普及促進事業を行う際は、「その他・・・必要な制度」も併せて行う必要があるのか。里親制度のみでも支障ないか。	例えば、障害児に対する支援制度等、児童の養育に関する他の制度を併せて普及することを想定しています。里親制度のみの普及促進を行うことも可能です。
17	里親等研修・トレーニング業務は、P117のケース②のように2か所の里親支援センターを設置した場合、例えば基礎研修、登録前研修を両管轄区域の登録希望者を対象として、協働して開催することは可能か。また、基礎研修、登録前研修はAセンター、更新研修はBセンターのように、両管轄区域の里親、登録希望者を対象として役割分担をして開催することは可能か。	可能です。
18	里親委託推進業務には自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援が含まれているが、里親支援センターがこの業務を担う場合、児童相談所が行うケースワークとの棲み分けの考え方はどうなるか。(例えば、里親委託ケースで家族再統合に向けた取り組みを行っていく場合、そうした方針の策定や親子交流を実施するための準備や支援等についても里親支援センターが中心になって担い、児童相談所は最終的な援助方針の決定にのみ関与するというイメージになるのか。)	児童相談所は委託児童に対する支援の全体方針を決定し、里親支援センターはその方針に基づき、里親等に対して支援していくことを想定しています。
19	P112業務内容③里親等委託推進業務において「自立支援計画の作成」とあることから、里親支援センターが当計画を策定することと慮されるが、一方、⑤自立支援業務において「自立支援計画への助言」とある。助言とは誰に対するものであるのか、その趣旨についてご教示いただきたい。	「自立支援計画への助言」については、児童相談所が作成する自立支援計画に対するものを想定しており、相互に連携して自立支援計画に基づく支援を行っていただくようお願いします。
20	里親等委託推進業務に、里親委託等推進委員会を開催・参画するとあるが、都道府県に配置している里親等委託調整員と共同開催、またはその会議に参加することも良いか。	里親支援センター設置運営要綱の5業務内容(3)里親等委託推進業務の③に掲げる里親委託等推進委員会と同等のものであれば、共同開催や当該会議へ参画することは可能です。
21	事業内容④「相互の交流の場」の想定はどのようなものか。 いわゆるショートステイ里親、週末里親が想定されている場合、マッチングに係る費用、受け入れ時にかかる費用の支弁は予定しているか。	いわゆる里親サロン等、情報交換や養育技術の向上を図ることを目的とした場を想定しています。また、市町村が実施する子育て短期支援事業における連携・協力に係る費用等は市町村連携事業加算で支弁することを予定しています。
22	事業内容④「家事・・・など生活援助・・・など相互援助活動」を行う者は、任意の職員を雇用しても支障ないか。「里親等又は里親経験等を有する者」でなければならないか。	里親等からの求めに応じ、生活援助や養育相談等の援助活動を行うことを踏まえれば、里親等又は里親経験等を有する者から選定することが望ましいと考えられます。
23	ケース②において、広域的なマッチングの実施のため、各センターで管理する里親情報等を(異なる法人間で)共有することは可能か。可能な場合、条件等はあるか。	各センターが管理する里親の情報は個人情報に該当すると考えられるため、他の機関へ提供するためには、個人情報保護法にのっとり行われる必要があります。例えば、里親等本人から同意を得れば、他の機関への提供も可能と考えられます。
24	子育て短期支援事業における「実施施設等」に里親支援センターは含まれるか。また、市町村が里親支援センターに事業実施を委託し、さらに里親へ再委託することは可能か。	本事業の実施施設については「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設」としており、里親支援センターについても「適切に保護できる施設」という要件を満たせば、実施施設となり得えます。また、里親支援センターから里親に再委託することも可能です。
(事業内容について)		
25	資料P117のケース3の場合において、措置費の国への請求は広域利用の自治体分もまとめて設置自治体で請求する形と理解したが、里親支援センターへの委託費の支払い、設置自治体と広域利用の自治体のそれぞれから支払う形でも差し支えないか。(設置自治体が広域利用の自治体分もまとめて里親支援センターに支払う必要があるか。)	当該里親支援センターを設置認可した自治体において支弁することとなります。
26	ケース③において、B児相設置市区等への支援は義務的なものか。 また、広域利用の際、加配した支援員にかかる経費はどのように支弁されるのか。	ある自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用する場合、里親支援センターの運営費は措置費(義務的経費)で支弁することとしており、広域利用する自治体の登録里親世帯数も含め、設置自治体において支弁することとなります。この場合、加配した支援員に係る経費についても、設置自治体より支弁しますが、自治体間での協議の上で按分することも可能です。
27	里親支援センターを賃借物件で実施する場合に、措置費基準額とは別枠で家賃相当額の公費負担が可能であると説明を受けた。家賃上限額等のスキームを説明願いたい。	建物の賃借に係る実費を支弁することとなります。
28	里親支援機関から里親支援センターへ年度途中に移行する場合は、里親支援センター設置前は委託料を、里親支援センター設置後は措置費を、それぞれ月数に応じて支弁してよいか。	差し支えありません。
29	民間フォスタリング機関への業務の一部メニューを委託することによる実施方法が示されているが、都道府県等から民間フォスタリング機関へ直接委託する場合と、里親支援センターから民間フォスタリング機関へ間接的に委託する場合があるということか。 間接的に委託する場合、委託料はセンター運営費から支出するのか。	里親支援センターの業務の一部を委託する場合には当該センターから民間フォスタリング機関に支出することとなります。

①社会的養護自立支援拠点事業について		
(実施主体について)		
1	社会的養護自立支援拠点事業を都道府県が事業者委託する場合、受託者が事業を行うに当たり、届出を提出する必要があるか。	都道府県自らが事業者とならず、社会的養護自立支援拠点事業を民間事業者委託して実施される場合、当該事業者が事業を実施するに当たっては、児童福祉法第34条の7の2第2項等の規定による届出が必要となります。
2	社会的養護自立支援拠点事業の留意事項に記載の運営規程については、「居場所の提供」を実施するか否かに関わらず、策定が必要か。	必要です。
3	P129の【留意事項】に運営規定を定めることとされているが、委託による場合についても、運営規定を定める必要があるか。	運営規定については、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、事業所を運営する上で必要な事項を定めるものであり、委託による実施の場合であっても定める必要があります。
4	自立支援拠点の支援対象者について、各自治体で支援が必要と判断した者とされているが、措置委託と同じように、拠点事業者に対し支援対象者の決定通知等を発出することは必須となるのか。	決定通知等を発出することまでは求めていません。
(職員配置について)		
5	実施体制について、各職員は専任とする旨の記載がないが、支援コーディネーター（管理者）と生活相談支援員を兼任するなど、1人の職員が複数の職務を兼任することは可能か。また、可能な場合、配置職員を2名以下とすることは可能か。	社会的養護自立支援拠点事業を実施する場合、支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員及び就労相談支援員の最低3名の職員を配置する必要があります。
6	支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員については、勤務形態として常勤又は非常勤の要件を設けるのか。	常勤・非常勤の形態は問いませんが、適切な支援が行うことができるよう、実施体制を整備いただきようお願いします。
(設備基準について)		
7	相談室と対象者が集まることができる場合は、同一（固定）の場所に限られるのか。	「相談室」と「対象者が相互交流ができる設備」については、利用者の利便性等の観点から、必ずしも同一（固定）の場所で実施する必要はありませんが、利用者に適切に開催場所等の周知を行うようお願いします。
8	「社会的養護自立支援拠点」は、あくまでもハード（施設）の設置が必須で、それ以外の必須事業（支援計画策定及び相談支援）を実施しても補助金の対象外となるのか。本区のような小規模な自治体（特別区）では、拠点設置については効果面でもコスト面でも現実的ではないものの、児童相談所設置市として、支援計画の策定（アウトリーチ等により関係構築）と相談支援を実施しつつ、特定の場所に限定しない交流イベント等の実施により当事者交流を図りたいと考えているが、あくまでも拠点設置がなければ補助金の対象外となるのか。	社会的養護自立支援拠点事業を実施する場合、社会的養護自立支援拠点事業実施要綱6に掲げる設備を設ける必要があります。これらの設備については、設備基準等をお示ししているものではなく、また、事業所が所在する場所以外に設けることも可能であるため、地域の実情に応じて運用していただくようお願いします。
9	事業所内において、居場所を提供することが困難である場合、民間賃貸住宅等を活用することが明記されているが、民間賃貸住宅等が一定期間確保できない場合など、一時的に民間宿泊施設（ホテル、コテージ等）を活用することは可能か。その場合、本人に支払い能力がない（収入や貯蓄がない）ことを条件に付すべきか。	緊急時を中心として、民間宿泊施設（ホテル、コテージ等）の活用を妨げるものではないですが、対象者が安心して過ごすことのできるよう日常生活上の支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援を行うことを踏まえれば、支援が行き届きやすい事業所内や一般住宅設備のある民間賃貸住宅等が望ましいと考えられます。なお、支払い能力の有無の条件については、各自治体でご判断ください。
10	社会的養護自立支援拠点事業で求められている設備（事務室、相談室）は本事業専用でなければ認められないのか。	対象者の支援及び当該事業所の運営上支障が生じない場合には、本事業所の専用設備であることまでは求めていません。
11	拠点は当該自治体内への設置が必須か。例えば、広域実施（他自治体との協定等による）とし、拠点自体は他自治体内に設置という形態も可能か。	広域実施の形態も可能であり、その場合の経費負担については自治体間で協議の上、ご判断ください。
12	「一時避難のかつ短期間の居場所の提供」について、対象児童の出身施設による取組（居場所の提供）への県からの委託や助成は事業対象として考えられるか。	対象者の出身施設が社会的養護自立支援拠点事業所となること又は社会的養護自立支援事業の実施に当たっての必要設備として活用し、当該施設において居場所の提供を行うことは考えられます。ただし、対象者の支援は出身施設の職員ではなく、社会的養護自立生活支援拠点事業所の職員が行うことが求められます。
(事業内容について)		
13	対象者はそれぞれ実施する自治体が所管する児童相談所等の支援を受けていた者に限定しないという認識でよろしいか。	お見込みのとおりです。
14	対象者の年齢は何歳から何歳までを想定しているのか。	社会的養護自立支援拠点事業の実施要綱3に掲げる対象者であれば、年齢の条件はありません。
15	相談支援については、拠点の開設時間中、常時対応する前提で、相互交流の場については事業の目的である意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場の提供が必要に応じて適切に行われる環境が整えられれば、定期的な開催でも可能という理解でよいのか。	お見込みのとおりです。相互交流の機会の提供の頻度については、各自治体においてご判断ください。
16	事業内容の「相互交流の場の提供」について、相互交流の場はZOOMやメタバース等のオンライン上の交流も含まれるのか。	「相互交流の場の提供」をオンラインで実施することも差し支えありませんが、利用者の状態像や支援の必要性を考慮して、オンライン上でのみの相互交流とならないよう留意してください。ただし、社会的養護自立支援事業の設備として、相互交流ができる設備を設ける必要があり、これは対面で交流できる設備を設けることを想定しています。
17	生活相談支援や就労相談支援の回数に応じた加算について、カウント方法のメルクマールは示されるのか。例えば、傾聴することで相談者が納得し、以降相談がない場合など、傾聴を支援としてカウントしてよいのか。	利用者からの相談に応じた回数をカウントすることとなります。相談支援については様々な形があるため、一概にお示しするのは困難ですが、お尋ねの傾聴支援についても相談支援の回数に含め得ると考えられます。
18	対象者の情報はどこまで把握するのか。また、対象者の自己申告に基づいて支援を行うことも想定されるのか。	可能な限り確認を行った上で、申立で対応することは差し支えありません。
19	社会的養護自立支援拠点事業と社会的養護自立支援協議会は関連するのか。関連する場合、どのように繋がるのか。	社会的養護自立支援協議会とは、社会的養護経験者等をはじめ、当該地域を管轄する児童相談所や市町村（こども家庭センター）、児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、医療機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場であり、必要に応じて、連携を図っていただくようお願いします。

(財政支援について)		
20	<p>体制上の問題から社会的養護自立支援拠点事業として実施できず、これまで社会的養護自立支援事業の1メニューであった事業（例えば生活相談事業のみ）を実施した場合に、当該事業経費を補助対象として認められるのか。</p>	<p>社会的養護自立支援拠点事業実施要綱の5事業内容のうち、「相互交流の場の提供」、「支援計画の策定」、「相談支援」は必須事業として行っていただく必要があります。</p>
21	<p>補助単価及び補助率の賃貸料加算とは何をさすのか。事務所の賃貸料か、利用者の賃貸料の補助の費用か。それともまた別のものなのか。</p>	<p>事業所の賃借料が対象となります。</p>
(その他)		
22	<p>社会的養護自立支援拠点事業の「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」と「休日夜間緊急支援事業」の具体的な違いが分からないため示していただきたい。</p> <p>（「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」でも休日や夜間に依頼があって、部屋が空いていれば提供もするし、相談に応じることもある。また居住期間も、ケースによるため1泊から2、3か月程度などまちまちである。そのことだけをもって別の事業（かつ国庫の財源も異なる）になる趣旨はなにか）</p>	<p>「休日夜間緊急支援事業」については、社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、休日夜間に緊急で一時避難が必要なものを社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ事業です。</p> <p>「社会的養護自立支援拠点事業」の「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」については、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う事業であることから、支援内容が異なります。</p> <p>なお、両事業を同じ事業所で実施していただくことを想定しており、両事業を活用していただくことで、社会的養護自立支援拠点事業所において、休日夜間を含む体制整備が図られるものと考えています。</p>
23	<p>社会的養護自立支援拠点事業の支援は、過去の児童記録票等を参照しながら支援していくことが有効であるが、児童相談所運営指針において、児童記録票の保存期間は「措置解除から5年間」等と定められている。年齢等の要件がなく、他県からの転居者等も支援対象となる中で、全国一律の対応が必要と考えるが、児童相談所運営指針の改定を行う予定はあるか。</p>	<p>児童記録票の保存期間に関して、児童相談所運営指針で定められている内容の改正は予定していません。</p>

⑫妊産婦等生活援助事業について		
(実施主体について)		
1	当事業を公共団体が行う場合は、届出は不要とされている。事業を外部委託により実施する場合、事業の実施主体は県である（委託先は県事業の役務を提供するのみ）と考えられるが、委託先からの届出は必要となるのか。（事業の実施主体が県という整理であれば、届出は不要なのではないか）	都道府県自らが事業者とならず、妊産婦等生活援助事業を民間事業者に委託して実施させる場合、当該事業者が事業を実施するに当たっては、児童福祉法第34条の7の5第2項等の規定による届出が必要となります。
2	産後の者も支援対象者とされているが、産前から当事業により支援していた者のみを対象とするのか。	産前からの支援に限定するものではなく、対象者の個々の状況に応じて支援の必要性等をご判断ください。
3	特定妊婦等支援事業の実施箇所の拡大を検討しているが、新規実施施設については、本格実施まで段階的に取り組む必要がある。ついては、複数の実施施設による一体的な事業とし、国庫を活用することは可能か。複数の自治体が、一つの拠点を運営することは可能か。	事業の実施主体が都道府県であって、都道府県から複数の事業者に委託し、妊産婦生活援助事業を実施することは可能です。また、複数自治体が共同で一つの妊産婦等生活援助事業所を運営することは可能です。
(職員配置について)		
4	妊産婦等生活援助事業の各配置人員について、常勤・非常勤の可否や最低勤務日数等の設定はあるか。	要件は設けていませんが、適切な支援が行うことができるよう、実施体制を整備するようお願いいたします。
(事業内容について)		
5	特定妊婦等支援臨時特例事業では、関係機関による連絡協議会や実態調査等の実施が示されていたが、本事業においてはこれらの取組みは補助の要件にはなっていないという理解で良いか。	お見込みのとおりです。
6	相談支援については取組み必須とされているが、妊娠葛藤相談など、他事業によりすでに実施している場合は、相談内容のすみわけを行い適切に対応することとして良いか。（全ての相談を受けるのではなく、特定の内容については適切な窓口につなぐなどにより対応することとしても良いか）	相談支援について、既に他事業で実施している内容と重複している場合は、相談内容の整理を行った上で適切に対応していただいで差し支えありません。
(設備について)		
7	事業実施に必要な設備である、事務室や相談室等は、他事業の執務室（委託先入所施設の事務室等）と兼用でも差し支えないか。	対象者の支援及び当該事業の運営上支障が生じない場合には、他事業の執務室等と兼用しても差し支えありません。
8	母子生活支援施設に委託した場合、入所施設の定員外に枠を設けていれば、例えば産後ケア等の事業で使うことのある部屋と兼ねても良いか。	対象者の支援及び当該事業の運営上支障が生じない場合には、他事業の執務室等と兼用しても差し支えありませんが、常に家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等からの相談や支援のために使用できない場合は、妊産婦等生活援助事業の設備要件は満たさないこととなります。左記の例では、産後ケア等の利用者がいる場合、妊産婦等生活援助事業の利用者が居室等で日常生活上の支援を受けることが難しいと考えられます。
9	生活支援（入所）にあたっては、入所施設の空床を活用することは不可という理解で良いか。	本来の事業の設備運営基準に抵触せず、業務に支障を及ぼさない範囲であれば、施設の空床を活用することも差し支えありません。
10	生活支援を通いのみ限定して実施する場合は、専用居室の確保は必ずしも必須でないということでしょうか。	通いのみ限定して実施する場合、専用居室の確保は必須ではありません。
(財政支援について)		
11	居室確保加算とは具体的にどのような場合を想定しているのか。（民間賃貸住宅等を活用する場合の敷金・礼金・家賃等を想定しているのか。）	対象者が入居するための居室に係る賃借料（礼金を含む。）や必要な備品等を想定していません。

⑬その他	
1	<p>在宅指導措置委託費で「1件あたり（月額）109千円」とあるが、ここでいう「1件」とは、以下のどちらになるか。</p> <p>ア ケース単位（兄弟がいて同一事案の場合は、まとめて1単位）</p> <p>イ 児童単位（兄弟がいて同一事案であっても、児童単位）</p>

指導委託の件数は、対象となる児童1人につき1件としています。